

実施機関：警察

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

1 計画の実施方針及び重点

安全運転を実践できる運転者を育成するため、運転免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

2 計画の内容

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習指導員等の資質の向上及び教習内容並びに技法の充実を図り、教習水準を高める。

(2) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとするものに対する取得時講習の充実に努める。

3 前年度の実績

自動車教習所における教習等の実施状況（県下、令和6年中）

項	目	実施回数等	実施人員
総	合 検 査	38 所	—
立	会 検 査	49 所	—
指 導 員 等	の 法 定 講 習	25 回	1,421 人
職 員	研 修 等	2 回	77 人
普 通 車 等	講 習	150 回	200 人
応 急 救 護	講 習	115 回	154 人

実施機関：警察

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	2 運転者に対する再教育等の充実

1 計画の実施方針及び重点

交通事故を起こさない安全な交通行動がとれるよう交通ルールの遵守とマナーの向上を図るほか、安全運転に必要な知識及び技能の習得を目的とした運転者教育を実施する。
特に、危険予測・危険回避能力の向上を主眼とした効果的な教育内容の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 更新時講習等の充実
更新時講習、高齢者講習、取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習において、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上を図るとともに、講習内容及び講習方法の充実に努める。

(2) 自動車教習所の機能強化
自動車教習所に対し、再教育に必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能を充実強化する。

3 前年度の実績

各種講習の実施状況(県下、令和6年中)

項 目	実施回数	実施人員
取 消 処 分 者 講 習	310 回	1,060 人
うち飲酒運転による取消処分者講習	167 回	624 人
停 止 処 分 者 講 習	866 回	4,479 人
違 反 者 講 習	565 回	2,371 人
初 心 運 転 者 講 習	432 回	1,064 人
若 年 運 転 者 講 習	2 回	2 人
更 新 時 講 習	35,578 回	601,602 人
運 転 免 許 取 得 者 等 教 育	1,861 回	4,202 人
地 域 住 民 に 対 す る 交 通 安 全 教 育	710 回	45,490 人
再 会 講 習	121 回	146 人

実施機関：警察

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	3 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育
1 計画の実施方針及び重点 安全運転意識や安全運転に必要な知識・技能を向上させるため、再教育の充実を図る。	
2 計画の内容 取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習において、受講者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上を図るとともに、講習内容及び講習方法の充実に努める。	
3 前年度の実績 3 節 1 項 2 目の実績参照	

実施機関：警察

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	4 二輪車安全運転対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

二輪運転者の安全運転に必要な知識及び技能の向上を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 自動車教習所における教育の充実
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

2 計画の内容

- (1) 自動車教習所における教育の充実

自動車教習所における二輪車に係る教習、取得時講習（二輪車講習及び原付講習）等の実施機関に対して、立会検査による適時適切な指導監督を行うことにより講習水準の向上を図る。

また、運転免許取得者教育の認定制度の活用に対する積極的な支援等を行うなど、二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

一般社団法人日本二輪車普及安全協会等の関係機関、団体と連携し、職業運転者等を対象として二輪車の実走等による安全運転への知識・技能の習得に向けた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

3 前年度の実績

各種講習の開催状況（県下、令和6年中）

区 分	実施回数	受講人員
原 付 講 習	1,209 回	4,586 人
大型二輪免許取得時講習	5 回	6 人
普通二輪免許取得時講習	13 回	17 人

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	5 高齢運転者対策の充実

1 計画の実施方針及び重点

加齢に伴う身体機能の変化が運転者としての交通行動に及ぼす影響並びに運転者側から見た歩行者及び自転車の危険行動を理解させるとともに、道路や交通の状況に応じて継続的な安全運転ができるよう、実技指導及び交通ルールを理解とマナーの向上に向けた交通安全教育を推進する。

2 計画の内容

警察

(1) 安全な運転を促す交通安全教育の推進

高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、継続的な安全運転が行えるよう指定自動車学校等と連携したドライビングスクール、危険予測トレーニングを取り入れた交通安全講習などの参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

(2) 補償運転の促進

各種交通安全教育を通じて、補償運転（危険を避けるため、個々の運転能力に応じて運転する時、場所等を選択し、心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採用することをいう。）を促進するなど、個々の能力や特性に応じたきめ細かな指導を推進する。

(3) 安全運転サポート車の普及啓発

運転技能の低下を補い、安全運転に資するため、関係機関・団体等と連携の上、安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援システムを搭載した自動車进行。）の普及啓発を図る。

また、普及啓発活動の機会において、高齢運転者の交通事故の特徴を周知し、先進安全技術の限界、使用上の注意等に対する理解の促進を図る。

(4) 高齢運転者標識の更なる普及定着

高齢運転者標識は、高齢運転者自身に慎重な運転を促すほか、他の車両の運転者に対する注意を喚起することによって交通事故を防止しようとするものであることを周知し、その普及定着を図る。

(5) 高齢運転者に対する教育の充実

75歳以上の運転者に対する認知機能検査及び運転技能検査の適切な運用を図るとともに、これらの検査に対する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

高齢者講習については、視力や視野を含む身体機能の変化について自覚させるため、運転適性検査器材による指導等を推進するとともに、実車指導において、個々の能力や特性に応じた、きめ細やかな指導を行う。

また、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査について、各地域の対象者数の将来予測等の情報を実施機関と共有し、円滑な実施のための取組を計画的に推進する。

(6) 臨時適性検査等の円滑な運用及び安全運転相談に対する適切な対応

認知機能検査等により、認知症の疑いがある高齢運転者を把握した場合は、的確に臨時適性検査等を行うとともに、高齢運転者やその家族等からの安全運転相談に対して適切に対応する。

(7) 申請による運転免許取消し及び運転経歴証明書の制度に係る広報啓発の推進

あらゆる機会又は広報媒体を活用し、申請による運転免許取消し及び運転経歴証明書の制度に係る広報啓発に努めるとともに、運転免許証の自主返納を検討している高齢者、その家族等に対して、自治体等が行っている移動手段等に係る支援サービスの窓口、保健・福祉などの生活支援に係る相談を受け付ける地域包括支援センター等の窓口を教示する。

(8) 高齢運転者の交通事故防止に向けた更なる対策の周知

道路交通法の一部改正に伴う高齢運転者に対する運転技能検査制度や申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度について、あらゆる機会を利用し周知を図る。

北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

高齢者運転者支援施策の推進

運転に不安のある高齢者に対し、相談窓口を設け、各々の事情に即した情報の提供や適切な窓口などへ繋ぐ。

また、北九州交通公園等で、高齢者運転シミュレーター体験教室を実施する。

さらに、民間による運転免許自主返納者への支援サービスの公募を行い一括して周知するとともに、市営施設を無料で利用できる「免許返納特典カード」のPRを行い、免許返納のきっかけとしてもらう。

3 前年度の実績

(1) 警察

高齢者講習等の実施状況

(県下、令和6年中)

項 目	実施回数	実施人員
ドライビングスクール	310 回	2,769 人
高 齢 者 講 習	2,095 回	8,669 人
更新時講習時の高齢者学級	918 回	1,421 人

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

ア 交通公園における高齢者運転シミュレーター体験教室（単位：回、人）

	園内	園外	合計
回数	11	4	15
人数	18	115	133

イ 運転免許証自主返納サポーター 登録者数 126 業者

ウ 免許返納特典カード 発行数 2,418 枚（R7年3月末現在）

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	6 飲酒運転者対策の充実

1 計画の実施方針及び重点

飲酒運転者対策の更なる推進を図るため、飲酒運転を理由として運転免許の取消処分を受けた者等を対象とする講習（以下「飲酒取消処分者講習」という。）を実施し、対象者に対する飲酒運転者対策の教育を推進する。

また、福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく飲酒行動に関する指導、飲酒行動是正プログラム及び啓発プログラムにおいて、飲酒運転の実態等を踏まえた教育を実施する。

2 計画の内容

飲酒取消処分者講習の内容

- (1) 心理的、性格的適性検査とこれに基づく運転適性診断及び指導・助言
- (2) 運転実技とこれに基づく運転技能診断及び指導・助言
- (3) 運転実技を踏まえた安全運転についての討議
- (4) その他安全運転に必要な指導・助言

福岡県

条例において、飲酒運転違反者等に医療機関の診察や適正飲酒指導を受ける等の義務が課せられていることから、県警察本部から違反者情報の提供を受け、以下の取組を行う。

- (1) 飲酒運転違反者等に対する受診・指導通知
- (2) 適正飲酒指導の実施
- (3) アルコール依存症と診断された者に対する受療指導
- (4) 飲酒行動是正プログラムの実施
- (5) 飲酒運転撲滅啓発プログラムの実施
- (6) 飲酒運転違反者等に対する受診等義務の履行促進
 - ・県警察本部の行政処分時に合わせた適正飲酒指導の実施
 - ・義務未履行者への電話による受診勧奨の実施
 - ・指定医療機関の受診に係る費用の助成の実施
- (7) 条例に基づくアルコール依存症に関する診察を行う医療機関の指定

3 前年度の実績

3 節 1 項 2 目の実績参照

条例の施行状況（アルコール依存症関連）

- (1) 飲酒運転違反者等に対する受診・指導通知（県下）
 - ・アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導通知
1,187 件
 - ・飲酒行動に関する指導通知 488 件
 - ・受診命令 59件
- (2) 適正飲酒指導の実施
 - ・県内の各保健所等及び県庁にて指導を実施 588人（県下）
- (3) アルコール依存症と診断された者に対する受療指導
35人（県下）
- (4) 飲酒行動是正プログラムの実施
 - ・飲酒運転を繰り返した者のうち、問題飲酒行動が認められた者を対象に実施

2回実施 参加人数7人（県下）

(5) 飲酒運転撲滅啓発プログラムの実施

- ・常習的に飲酒運転を繰り返す者を対象に、規範意識の向上を図る目的で実施（7回）

(6) 飲酒運転違反者等に対する受診等義務の履行促進

- ・警察本部の行政処分時（月6回）に合わせて、医療職による適正飲酒指導を実施
70回実施 指導人数204人（県下）

- ・義務未履行者に対し、電話による受診勧奨を実施
電話勧奨完了後の受診人数 33人（県下）

- ・指定医療機関の受診に係る費用の助成を実施
受診費用の助成を受けた人数 49人（県下）

(7) 条例に基づくアルコール依存症に関する診察を行う医療機関の指定

- ・指定医療機関数 29か所（県下・令和6年度末時点）
うち北九州市内指定医療機関数 5か所

実施機関：警察

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	7 シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底
1 計画の実施方針及び重点	
後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の一層の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携し、各種講習、交通安全活動、街頭での指導取締り等のあらゆる機会を通じて着用の習慣付けを図る。	
2 計画の内容	
(1) 広報啓発活動の推進	
後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を推進し、着用効果、正しい着用方法についての周知徹底を図る。	
(2) 交通安全教育の推進	
ア 各種講習会等における着用指導	
安全運転管理者等講習や地域、職域における各種講習会等において、衝突実験等の映像を活用したシートベルト着用による被害軽減効果を理解させ、着用指導を推進する。	
イ 事業所に対する着用指導	
(ア) タクシー事業所等に対する指導を実施し、事業所ぐるみのシートベルトの正しい着用を推進する。	
(イ) 安全運転管理者等による従業員及びその家族に対する自主的な指導を促進する。	
(3) 交通指導取締り	
全ての座席のシートベルト着用促進に向けた効果的な交通指導取締りを推進する。	
3 前年度の実績	

- (1) 各種キャンペーン等において、シートベルト・チャイルドシート着用促進に向けた啓発用チラシを配布する等の広報啓発活動を実施した。
- (2) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットに係る指導取締りを推進した。
- (3) 県警ホームページに、シートベルト及びチャイルドシート関係のワンポイント（被害軽減効果等）を掲載・配信した。

節	3 安全運転の確保
項	1 運転者教育等の充実
目	8 自動車運転代行業の指導育成等

1 計画の実施方針及び重点

(1) 自動車運転代行業の健全化対策

自動車運転代行業について「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号、以下「代行業法」という。）」に基づき、営業所への立入り等、事業者に対する指導監督を徹底するとともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

(2) 自動車運転代行業者の違法行為に対する取締り等

自動車運転代行業者による名義貸し、損害賠償措置義務違反、従業員による違法駐停車、白タク行為、認定を受けずに自動車運転代行業を営む者による無認定営業等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

また、行政処分を実施した際は、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程」（平成25年福岡県公安委員会規程第1号）に基づき、被処分者を県警のホームページにおいて公表する。

(3) 「飲酒運転撲滅条例」の周知

飲酒運転撲滅条例に係る自動車運転代行業者の責務について、その周知を図る。

2 計画の内容

(1) 自動車運転代行業者の営業所への立入り

ア 市内の自動車運転代行業営業所に対する立入検査を実施し、業務の適正な運営及び従業員に対する安全運転管理を確保するための指導に努める。

イ 県の担当課（企画・地域振興部交通政策課）との連携を強化し、合同立入りの実施に努める。

ウ 重大事故及び悪質な違反を引き起こした営業所に対する立入検査を行う。

(2) 違法行為の厳正な取締りの実施

ア 名義貸し、損害賠償措置義務違反、白タク行為、無認定営業等の悪質性の高い対象事犯の取締りを強化する。

イ 道路交通法令違反については、運転者の検挙のみに終わることなく、下命容認事件を念頭においた捜査を実施し、自動車運転代行業者の責任追及を的確に行う。

(3) 「飲酒運転撲滅条例」の周知徹底等

立入検査等の機会を捉え、飲酒運転撲滅条例に基づく自動車運転代行業の責務（通報義務等）についての周知を図る。

3 前年度の実績

(1) 自動車運転代行業者の営業所への立入（県下、令和6年中）

335 営業所

(2) 現場指導の実施

北九州市小倉北区周辺において、夜間の現場街頭指導を実施

(3) 「飲酒運転撲滅条例」の周知

飲酒運転撲滅条例に基づく自動車運転代行業者の責務（通報義務等）について、立入検査等の機会を通じて周知を図った。

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3	安全運転の確保
項	1	運転者教育等の充実
目	9	自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

1 計画の実施方針及び重点

運行管理の適正な実施を確保するため、次の事項を推進する。

運転者に対する適性診断については、受診結果の的確な処理及び迅速化を図るとともに、受診の促進と診断結果の活用について指導する。

2 計画の内容

運転者適性診断

適性診断認定機関が実施する事業用自動車等の運転者に対する定期的診断及び特定診断（初任、高齢、事故惹起等）の受診を指導する。

受診予定人員（県下）

定 期	11,637 人
初 任	4,829 人
高 齢	3,005 人
事故惹起等	85 人
計	19,556 人

3 前年度の実績

受診人員

定 期	11,386 人
初 任	5,405 人
高 齢	3,288 人
事故惹起等	78 人
計	20,157 人

実施機関：警察

節	3	安全運転の確保
項	1	運転者教育等の充実
目	10	危険な運転者の早期排除

1 計画の実施方針及び重点

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分等を迅速かつ的確に実施する。

(1) 迅速かつ的確な行政処分の執行

(2) 臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施

2 計画の内容

(1) 迅速かつ的確な行政処分の執行

仮停止を始めとする行政処分を迅速かつ的確に実施するとともに、長期未執行者の解消を図る。

(2) 臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施

認知症、アルコール依存症等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者に対し、臨時適性検査等を迅速かつ的確に実施する。

3 前年度の実績

(1) 運転免許の行政処分執行件数（県下、令和6年中）

区分	取 消	停 止	合 計
処分件数	2,083 件	6,071 件	8,154 件

(2) 病気による行政処分執行件数（県下、令和6年中）

区分	取 消	停 止	合 計
処分件数	522件	429 件	951 件

実施機関：警察

節	3 安全運転の確保	
項	2 安全運転管理の推進	
目		
1 計画の実施方針及び重点		
事業所における安全運転の確保を図るため、次の対策を重点に推進する。		
(1) 安全運転管理者等の資質の向上と安全運転管理の強化		
(2) 事業所における自主交通安全活動の促進		
2 計画の内容		
(1) 安全運転管理者・副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の資質の向上と安全運転管理の強化		
ア 安全運転管理者等の法定講習については、視聴覚教養を盛り込むなど、内容の充実を図る。		
イ 安全運転管理者等には、安全管理業務を強力かつ効果的に遂行し得る職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう指導する。		
ウ 法定講習未受講事業所に対しては、報告要求、事業所訪問、警察署への招致等により受講指導を行う。		
エ 未選任事業所の発見と早期選任、届出の指導を強化する。		
オ 適切な安全教育が行われるよう指導するとともに、安全運転管理者等の知識及び管理能力の向上を図るため、交通事故の発生状況、安全運転管理者に必要な知識等に関する情報提供を行う。		
(2) 事業所における自主交通安全活動の促進		
ア 四季の交通安全県民運動等への積極的な参加を促すなど、事業所における自主的な交通安全活動を促進する。		
イ 年末年始の「交通事故防止コンクール」等において、交通安全活動が優秀な事業所に対し、表彰を実施する。		
3 前年度の実績		
安全運転管理者等法定講習会の受講状況（県下、令和6年中）		
実施回数	受 講 者 数	受 講 率
82 回	21,960 人	98.5 %

実施機関：福岡運輸支局(管轄)

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	1 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
1 計画の実施方針及び重点 貸切バス事業者に対し運輸安全マネジメント評価を行い、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を確認する。	
2 計画の内容 保有車両数50両未満の貸切バス事業者に対し、運輸安全マネジメント評価を実施する。 (1) 実施時期 令和 6年 5月～令和 7年 3月 (2) 実施予定事業者数 2 事業者	
3 前年度の実績 貸切バス事業者 (1) 実施時期 令和 6年 5月～令和 7年 3月 (2) 実施事業者数 2 事業者	

実施機関：福岡運輸支局(管轄)

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	2 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶
1 計画の実施方針及び重点 点呼時の酒気帯びの有無についての確認の徹底 アルコール指導員の普及促進 (1) 自動車運送事業者の事業所に立ち入り、運行管理について指導を行う。 (2) 空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を行い、指導を行う。 (3) 貨物自動車運送適正化事業実施機関との協議を踏まえ指導を行う。 2 計画の内容 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者をはじめとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進をはかり、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。 (1) 重大事故、悪質な違反を引き起こした事業所及び覚醒剤等薬物服用・使用・無免許運転等の事業所等を重点に監査を行うほか、その他の事業者についても交通安全運動期間等機会あるごとに随時指導を行う。 (2) 街頭監査によりバス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、指導を行うことにより運行の安全性確保に努める。 (3) 適正化事業実施機関との会議等を通して、運行管理業務の適正化を推進するとともに、自主研修会の開催等を支援する。 3 前年度の実績 (1) 自動車運送事業者の事業場への立ち入り 52 事業所 (2) 街頭監査等の実施 実施時期 実施回数 2 回 事業者数 17 事業者 (3) 適正化事業実施機関との会議実施 12回	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	3 I C T ・ 自動運転等新技術の開発・普及推進
1 計画の実施方針及び重点 (1) 北九州自動車検査登録事務所 事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。 また、自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指す。 さらに、運行管理に利用可能な I C T 技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、開発・普及を促進する。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	4 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
1 計画の実施方針及び重点 事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	5 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
1 計画の実施方針及び重点 (1) 北九州自動車検査登録事務所 輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。 さらに、平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が取りまとめられたところ、乗客の死傷事故防止を図るため、フォローアップを行いながら対策を推進する。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	6 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策
1 計画の実施方針及び重点	
(1) 北九州自動車検査登録事務所	
社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	7 運転者の健康起因事故防止対策の推進
1 計画の実施方針及び重点	
(1) 北九州自動車検査登録事務所	
運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	8 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
1 計画の実施方針及び重点	
労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行う。また、ITを活用して効果的・効率的な監査・監督を実施する。	
関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。	
事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。	
以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施する。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	3 安全運転の確保
項	3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
目	9 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

1 計画の実施方針及び重点

(1) 北九州自動車検査登録事務所

貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択できるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）の普及を促進する。

また、県、市町村及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。

節	3 安全運転の確保
項	4 交通労働災害の防止等
目	1 交通労働災害の防止 2 運転者の労働条件の適正化等 3 自動車運送業における勤務環境の改善

1 計画の実施方針及び重点

労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（下記2(1)参照）等とあいまって、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、発着荷主等に対する要請等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ること。

2 計画の内容

- (1) 自動車運転者を使用する事業場に対し監督指導を実施し、法定労働条件の履行確保及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、改正平成3年労働省告示第79号、改正平成4年労働省告示第99号、改正平成9年労働省告示第4号、改正平成11年労働省告示第29号、改正平成12年労働省告示第120号、改正平成30年厚生労働省告示第322号、令和4年厚生労働省告示第367号）の遵守を図る。また、死亡・重傷等の重大な交通事故を発生させた事業場に対しては、直ちに監督指導等を実施する。
- (2) 事業主団体に対しては、あらゆる機会をとらえて関係法令・告示等の周知を図るとともに、自主的な労務管理の改善が促進されるよう指導を強化する。
- (3) 交通労働災害については、死亡災害を含む休業2か月以上の重篤災害になる可能性が高いため、今後も引き続き「交通労働災害の防止のためのガイドライン」（H30.6.1基発0601第1号改正）を活用して集団指導、個別指導、広報活動を通して交通事故防止の安全教育の徹底を図る。
労働者である自動車運転者に係る交通事故については、新聞、テレビ及びインターネット等の報道に留意し、過労運転が疑われる事案を把握した場合は、労働災害該当の有無にかかわらず、必ず臨検監督を実施する。
- (4) 陸災防支部において、荷主等との協議会（労働局、陸運関係者・事業者、荷主関係団体・事業者が参画）に参画し協力支援を行う。
- (5) 陸運機関及び警察機関との間における相互通報制度等の活用など関係行政機関との連携の強化を図る。
- (6) 一定規模以上の発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちの改善、運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の周知、同基準が順守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないことを要請し、長時間労働の抑制、交通労働災害の防止を図る。

3 令和7年度指導計画及び前年度実績

業種	令和7年度計画		令和6年度実績	
	監督指導	個別指導	監督指導	個別指導
道路旅客運送業	1 件	0 件	0 件	0 件
道路貨物運送業	7 件	33 件	4 件	13 件

節	3 安全運転の確保
項	5 道路交通に関連する情報の充実
目	気象情報等の充実

1 計画の実施方針及び重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴの活用等に留意し、主に次のことを行う。

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 噴火警報等

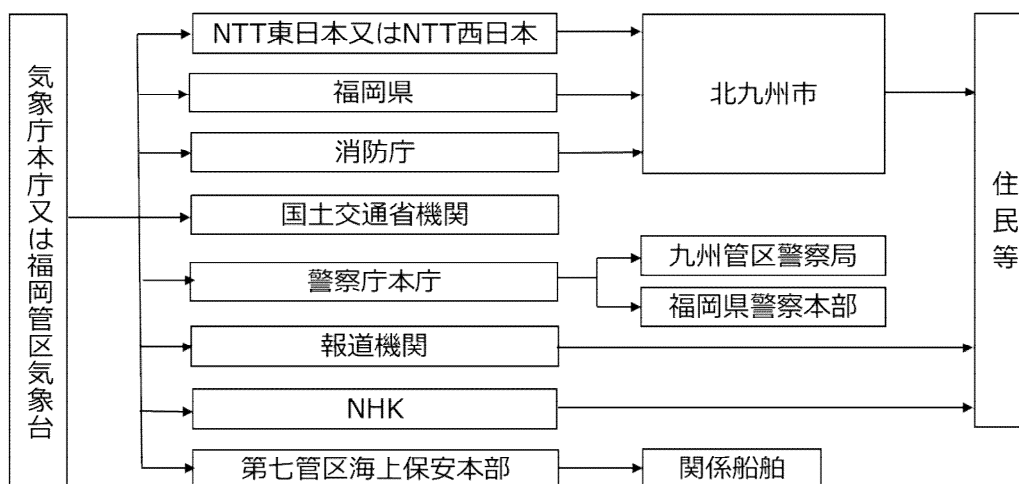
火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

【警報等伝達系統図】



3 前年度の実績

事業内容	実 施 状 況
気 象 説 明 会	定例会見を年12回（毎月1回）実施 その他大雨等が予想される場合に随時実施 場所：福岡管区気象台 参加人員：毎回約10 ～ 40名（報道機関等） 合計 21 回（内 5 回は九州地方整備局との合同開催、 16 回はオンライン開催）
防災気象連絡会	5月15、16日 北九州地区を対象にオンラインで実施（参加機関 18 機関）

台 風 説 明 会	5 回実施 (場所：福岡管区気象台または九州地方整備局で実施し、Teams等オンラインでも配信) ・ 8月26日 14時00分(台風第10号) ・ 8月27日 14時00分(台風第10号)※ ・ 8月28日 7時30分(台風第10号) ・ 8月28日 14時30分(台風第10号)※ ・ 8月29日 11時30分(台風第10号)※ ※は、九州地方整備局等との合同記者会見
気象警報・注意報等の発表回数	・ 特別警報発表回数 北九州市 0 回 ・ 警報発表回数 北九州市 24 回 ・ 注意報発表回数 北九州市 299 回 ※特別警報・警報・注意報の種類別の発表回数の合計。 ただし、同一種類の特別警報・警報・注意報を継続した場合は発表回数に含まない。 ・ 土砂災害警戒情報発表回数 3 回 ※北九州市を警戒対象とした情報の発表から解除までを1回とする ・ 指定河川洪水予報の回数（遠賀川下流部対象） 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 0 回
津波警報等の発表	津波警報・注意報回数（福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸）0 回 地震情報 5 回 ※北九州市内の震度観測点で震度1以上を観測した地震
気象情報等の発表	福岡県気象情報 251 回 大雪に関する緊急発表（国土交通省地方支分部局等との連携による）1 回
資 料 の 作 成 ・ 配布	「九州・山口県 防災気象情報ハンドブック2024」 毎年1回発行（令和6年4月発行） 配布機関：市内防災機関、報道機関等